

## 年金受給権者様

山口県市町村職員共済組合

### 平成18年度の年金額の改定について（お知らせ）

標記について、年金の額については、平成16年の年金改正法の経過措置に基づき、実際に給付されている「特例水準」の額については、消費者物価指数が下落したときは年金額を物価スライドにより引き下げることとされています。

よって、平成18年度の年金額については、下記のとおり0.3%の引き下げ改定が実施されましたので、別紙のとおり「年金改定証書」及び「年金額算定明細書〔改定〕」を送付いたします。

#### 記

#### 1 年金額の改定方法

年金の額については、平成16年の年金改正法の経過措置に基づき、実際に給付されている「特例水準」（平成12～14年度の消費者物価指数の下落分の累積1.7%分の引き下げ改定を特例的に実施せず、据え置いている水準）の額が、改正後の規定により計算された「本来水準」の額を上回る場合は、「特例水準」の額を支給することとされています。

そして、その間は、「特例水準」の年金額を維持し、物価・賃金が上昇した場合でも引き上げを行わないことにより、1.7%の特例措置分を解消することとされています。

ただし、物価が下落した場合には、翌年4月から「特例水準」の額を物価スライドにより引き下げることとされています。

#### 2 平成18年度の年金額の改定

平成17年の全国消費者物価指数の対前年比率は、マイナス0.3%となったため、平成18年度の年金額も0.3%の引き下げ改定が行われることになりました。

○全国消費者物価指数の動向と年金額の改定状況

	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
物価の対前年比(%)	△0.3	△0.7	△0.7	△0.9	△0.3	0.0	△0.3
年金の改定状況	年金額据え置き ← 特例措置累積分 △1.7% →			15年度 引き下げ 改定実施	16年度 引き下げ 改定実施	特例水準の 額を据え置き	18年度 引き下げ 改定実施

※平成12～14年度は、年金額等を据え置く特例措置が実施された。

#### 3 年金の改定時期

年金の引き下げ改定は、平成18年4月から実施されます。よって、現在、実際に支給がある方については、6月送金分（4・5月分の振込み）から年金の支給額が引き下げられます。

区 分	改 定 前 (平成17年度)	改 定 後 (平成18年度)
※退職年金		
○最低保障額	1,071,600円	1,068,300円
※障害年金		
○最低保障額（公務によらない場合）		
・障害等級 1級	1,311,000円	1,307,000円
・障害等級 2級	1,071,600円	1,068,300円
・障害等級 3級	794,500円	792,100円
○最低保障額（公務による場合）		
・障害等級 1級	5,218,500円	5,202,700円
・障害等級 2級	3,404,300円	3,393,900円
・障害等級 3級	2,361,200円	2,354,100円
*公務による場合の最低保障額に係る扶養加給の額		
・妻である配偶者	205,600円	205,000円
・妻以外の被扶養者 ア うち2人まで		
・1人につき	66,100円	65,900円
・妻である配偶者がいない場合1人に限り	139,500円	139,100円
イ 3人目から1人につき	14,600円	14,600円
※遺族年金		
○最低保障額 (公務によらない場合で、扶養加給・寡婦加算以外の額)	794,500円	792,100円
○扶養加給の額		
・子2人まで1人につき	228,600円	227,900円
・3人目から1人につき	76,200円	75,900円
○寡婦加算の額		
・遺族である子が1人いる場合又は 妻が60歳以上である場合	152,300円	151,900円
・遺族である子が2人以上いる場合	266,700円	265,900円
○最低保障額（公務による場合）		
・別に扶助料等が支給されない場合	1,850,800円	1,845,200円
・別に扶助料等が支給される場合	1,725,400円	1,720,200円
○公務による場合の最低保障額に係る扶養遺族加給の額		
・2人まで1人につき	66,100円	65,900円
・3人目から1人につき	14,600円	14,600円